

タクシー車両の表示等に関する取扱い

タクシー車両の表示等に関する取扱いについて、次のとおり定めたので公示する。

- (平成 5年 3月 16日付け公示第 18号)
- 一部改正 (平成 11年 8月 17日付け公示第 50号)
- 一部改正 (平成 12年 8月 1日付け公示第 57号)
- 一部改正 (平成 16年 3月 1日付け公示第 16号)
- 一部改正 (平成 17年 3月 7日付け公示第 21号)
- 一部改正 (平成 17年 10月 6日付け公示第 82号)
- 一部改正 (平成 28年 9月 5日付け公示第 74号)
- 一部改正 (令和 2年 12月 28日付け公示第 84号)
- 一部改正 (令和 5年 8月 1日付け公示第 51号)

平成 5年 3月 16日

沖縄開発庁沖縄総合事務局 牧 隆 壽

I. 一般準則

1. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、この取扱いを遵守し、事業の適正な運営と旅客の利便確保に努めなければならない。
2. 表示する文字等の塗色は、容易に識別できる色を用い、それぞれの表示事項の目的に添って、明瞭的確かつ旅客に見やすいように表示しなければならない。
3. 表示事項について、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるように努めなければならない。
4. 車両の内外又は窓ガラスに表示物を表示し又は貼付けするときは、必要最小限度のものであって、この取扱いに定める表示の効果を損なわないものでなければならない。

II. 車両の表示等

1. 運賃メーター器の装着位置

運賃メーター器は、運転者席でのメーター操作が容易な位置であって、後部座席から容易に運賃額が確認できる位置に装着する。

2. 車内表示装置

車両の内部には、ダッシュボード付近に、車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。表示事項及び表示方法は次によるものとする。

((3)～(7)までは表示板によることができる。)

- (1) 「空車」

空車のときに、車外にむけて表示する。

(2) 「割増」

割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

(3) 「迎車」 (迎車回送料金適用地域に限る。)

乗車申し込みを受けて指定場所に迎車回送する場合に、車外に向けて表示する。

(4) 「予約車」

迎車回送料金適用地域外であって乗車申し込みを受けて指定場所に迎車回送する場合、又は指定場所に到着後旅客の都合により車両を待機させる場合、若しくは運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合に、車外に向けて表示する。

(5) 「貸切」

時間制運賃を適用する時間中、車外に向けて表示する。

(6) 「回送」

運転者が食事若しくは休憩のため運送の引受けをすることができない場合、又は乗務終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合に車外に向けて表示する。

(7) 「救援」

救援事業を行う場合は、その時間中車外に向けて表示する。

3. 車外表示装置

(1) 車両の屋根には、「タクシー事業者の名称若しくは記号」又は「タクシー事業者が所属する団体の名称若しくは記号」を表示した表示灯を装着する。

(2) 表示灯は、夜間(日没から日出時までの時間をいう)における空車又は迎車回送して旅客の指定した場所に到着してから旅客が乗車するまでの間を除き消灯すること。

4. 車外表示事項

車両の外側(側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。)には、次に掲げる事項を表示する。

(1) 事業者の名称又は記号

(2) 初乗運賃額(当該車両に適用する初乗運賃額)

(3) 無線装着車両については無線番号等

(4) 禁煙車である旨の表示(禁煙タクシーとする車両に限る。)

(5) 運賃及び料金に係る車種区分(車種区分を示す文字の背景色は、特定大型車は橙色、大型車は桃色、普通車は水色とする。)

5. 車内掲示又は表示事項

車両の内部には、次により掲示又は表示をする。

(1) 事業者の名称及び自動車登録番号

空車又は割増を表示する装置の後面に掲示する。

(2) 登録タクシー運転者証、個人タクシー事業者乗務証

登録タクシー運転者証又は個人タクシー事業者乗務証は、車内表示装置の後面に掲示する。

(3) 運賃料金の内容及び会社名・車両番号等

運賃料金の内容については、後部座席から見やすい位置に掲示する。また、会社名と車両番号又は無線番号も併せて後部座席から見やすい位置に明瞭に表示する。

(4) 禁煙車である旨の表示（禁煙タクシーとする車両に限る。）

禁煙車である旨の表示については、後部座席から見やすい位置に掲示する。

Ⅲ. 除外規定

1. 沖縄総合事務局長がハイヤー営業を認める営業区域の場合

本取扱いに定める表示事項については、国又は地方公共団体が関わる行事において、沖縄総合事務局長がやむを得ないものとして認めた場合、別紙様式1により事前に沖縄総合事務局長に届け出られた車両については、その運送に従事する間に限り、次に掲げる事項について適用を除外することができる。

なお、期間終了後は直ちに原状回復を行い、別紙様式2により遅滞なく沖縄総合事務局長に届け出ること。

- (1) Ⅱ. 1に定める「運賃メーター器の装着」
- (2) Ⅱ. 2に定める「車内表示装置」
- (3) Ⅱ. 3に定める「車外表示装置」
- (4) Ⅱ. 4に定める「車外表示事項」
- (5) Ⅱ. 5に定める「車内掲示又は表示事項」

2. 1. 以外の営業区域の場合

(1) 国又は地方公共団体が関わる行事において、沖縄総合事務局長がやむを得ないものとして認めた場合は、1. を準用する。

(2) (1)以外で時間制運賃に基づく契約により、事前に旅客から適用除外に該当する事項に係る要望があった場合には、当該運送を行う車両については、その運送に従事する間に限り、1. (1)～(5)に掲げる事項（1. (4)（Ⅱ. 4に定める「車外表示事項」）のうち「事業者の名称又は記号」を除く）について適用を除外することができる。

なお、運送終了後は直ちに原状回復を行うこととする。

附 則

本公示は、沖縄県本島地区は平成28年11月1日から、沖縄県離島地区は平成28年10月1日から適用する。

附 則（令和2年12月28日一部改正）

本公示は、令和3年1月1日以降に届出を受け付けたものから適用する。

附 則（令和5年8月1日一部改正）

本公示は、令和5年8月1日から適用する。